

新宿区教育委員会会議録

平成24年第1回臨時会

平成24年1月25日

新宿区教育委員会

平成24年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成24年1月25日（水）

開会 午後 3時05分

閉会 午後 4時18分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	松 尾 厚	委員長職務代理者	熊 谷 洋 一
委 員	菊 池 俊 之	委 員	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	参 事	小 池 勇 士
教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一	教 育 調 整 課 長	小 池 勇 士
学 校 運 営 課 長	本 間 正 己	教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之
統 括 指 導 主 事	横 溝 宇 人	副 参 事	向 隆 志

書記

教育調整課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育調整課管理係	高 橋 和 孝		

議事日程

議 案

日程第1 議案第3号 平成24年度新宿区立幼稚園の学級編制方針の一部変更について

報 告

- 1 「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本的なあり方について（答申）」について（副参事「学校適正配置等担当」）

協 議

- 1 （仮称）新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針（素案）について（副参事「学校適正配置等担当」）

◎ 開 会

○松尾委員長 ただいまから平成24年新宿区教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、菊池委員にお願いいたします。

◎ 議案第3号 平成24年度新宿区立幼稚園の学級編制方針の一部変更について

○松尾委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第3号 平成24年度新宿区立幼稚園の学級編制方針の一部変更について」を議題といたします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、議案第3号、平成24年度新宿区立幼稚園の学級編制方針の一部変更についてです。

本件につきましては、昨年9月2日の当委員会で議決いただきました表記の件につきまして、一部を変更するものでございます。

まず2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

右側に変更前、変更後が左側ということで、大きな2番の学級編制についての（2）4歳児募集について、現行では「4歳児の応募者が12名未満の園では、4歳児の学級編制は行わない。ただし、3歳児保育実施園を除く。」というようになっていましたものを、変更後のところをご覧くださいと思いますが、ただし書き以下、「3歳児保育実施園及び津久戸幼稚園を除く。」と、「及び津久戸幼稚園」を挿入するというものでございます。したがって、津久戸幼稚園につきましては、応募者12名未満であっても4歳学級の編制を行うという内容になってございます。

それともう1点が、現行のところの（4）その他のところでございます。「入園承認書発行日（確定日）は平成24年1月16日（月）とする。」となっておりましたものを、ただし書きを挿入いたしまして、「津久戸幼稚園については平成24年1月26日（木）とする。」ということでございます。

以上が変更内容でございますが、今回の変更理由につきましては、津久戸幼稚園の4歳児募集について、1月16日であった入園承認日において応募者がそれ以前に7名だったものが

9名になったということがございます。それと、さらに1月24日、昨日時点で応募者が1人増えまして、現在10名となっているということでございます。こういった状況を踏まえまして、津久戸幼稚園の周囲の状況を確認し、代替となる区立幼稚園等を調査いたしましたところ、代替の幼稚園がないということで、したがいまして休学級によって応募者及び入園予定者に与える影響はかなり甚大になるということが判明いたしましたので、それを考慮して特例的に4歳児学級を編制するというものでございます。

提案理由でございますが、平成23年9月2日開催の平成23年教育委員会第9回定例会において議決された平成24年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について、一部変更をする必要があるためでございます。

以上でございます。

○松尾委員長 説明が終わりました。

議案第3号につきまして御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 念のためですが、学級編制を行わないというのは、応募してきた人たちが12人未満の場合は振り分けるということですか。つまり、「学級編制を行わない」って変な言葉だなと思うのですが、12人未満で、応募した来た人はどうされるか、説明してください。

○学校運営課長 学級編制を行わないということは、その学級、4歳児学級が休学級になるということでございます。休学級になるということによって、応募してきた方は、基本的にはその方たちが自主的にその後を選択するということになります。どちらかにいくか、いかないかとかというようなことは自主的に選択する。ただし、当然幼稚園にしろ、こちらの教育委員会にしろ、その行き先等については相談に応じるし、また情報提供もするというところでございます。具体的には近隣の幼稚園等、それは区立を中心にしながらも私立の幼稚園等も含めて情報提供して、その中で保護者等が自主的に選択するというような形になります。

○羽原委員 これまでに、概ね滑らかにいっているのですが、トラブルとか、何かそういう厄介なこととかは過去にございましたか。

○学校運営課長 具体的にトラブルというのは余り聞いておりません。ただし、休学級になったとき、実際その後の選択について、選択についていろいろ悩んだというようなことは聞いております。そのときに、先ほど言いました幼稚園とか教育委員会事務局が相談に乗ったと、そういうケースは聞いております。それで、実際にほかの区立幼稚園等を紹介した例も幾つかあるということでございます。

○羽原委員 わかりました。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

これは今年度に限った措置と、来年度、類似した問題が生じた場合には、その状況に応じて検討して、必要ならば措置をとると、そういう理解でよろしいですか。

○学校運営課長 そのとおりでございます。本年度と同様な状況であれば、基本的には同様の判断ということになりますが、来年度はまた状況が異なれば対応は異なります。今回の判断も、まずは応募者の問題、1つは、需要の問題、もう一方は供給の問題、いわゆる幼稚園等のそういう幼児教育施設の問題と、両方の問題があるのでこういうことになっていますから、この辺の状況が同じであれば同じような判断、異なってくれば異なった判断ということになるというように考えております。

○松尾委員長 今回は、振り替える近隣の幼稚園などが十分に確保できないということが、やはり決定的な判断材料であったということでしょうか。

○学校運営課長 まず1つは、そのとおりでございます。近隣の幼児教育施設ということでございます。一方で、応募者のほうも10名きているというのが判断でございます。ですから、今後、幼児関係の施設、これはもう少し申し上げれば、子ども園とか、そういうのも含めて、その辺が設置され、整理されてくれば、状況は変わってくると判断はできると思います。

○教育長 新旧対照表を見ても明らかなように、基本的には1月16日で学級編制は確定しているということです。例年であれば2月の教育委員会に、学級編制の状況を報告させていただくという流れの中で、今回、津久戸幼稚園についてはこのような特例措置をとることが必要になったということで、この議を経て確定するということです。

一方で、その他の園の学級編制の状況も確定しているわけですから、その辺の状況についても事務局から説明したほうがいいと思います。

○学校運営課長 その御報告については、2月に毎年しておりました。ということで2月に行う予定ですが、1月16日の現在での状況もわかります。それから、この津久戸の特例等ありますので、若干口頭で今の時点での御報告をさせていただきます。

1月16日現在では、3歳児が全部で合わせて188名になる予定です。4歳児が273名、5歳児が281名、合計742名ということになる予定でございます。これは今年度に比べると、約50名ぐらい減ということになるということでございます。

それで、4歳児等の状況ですが、来年度は、まず1つは落合第五幼稚園が子ども園になるということもあって、幼稚園の数が減り、17園になります。それともう一つ、今、指摘ありましたので若干細かく申し上げますが、現在のところわかっているのは、戸山幼稚園の応募

者が7ということで、編制基準の原則にのっとりまして、戸山幼稚園に関しましては4歳児は休学級というような状況になっています。ほかの園に関しては、すべて成立しているという状況でございます。

戸山幼稚園の休学級の状況についてもう少し詳しく説明させていただきます。

戸山幼稚園に関しましては、まず応募者が7名ということで、12名の基準に対して7名ということになっています。それから、もう一方で実際の周囲の幼稚園等の状況でございますが、戸山幼稚園の場合は、周囲に東戸山幼稚園や戸塚第二幼稚園、それから大久保幼稚園、それから西戸山幼稚園、淀橋第四幼稚園がございます。戸山幼稚園から半径750メートルの円を書くと、大体それでカバーできるという状況にあります。実際のところ区立の戸山幼稚園は、7名の中で4名が東戸山幼稚園、それから3名が戸塚第二幼稚園にいく予定と伺っております。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

特例ということですが、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第3号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○松尾委員長 議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

◆ 報告1 「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本的なあり方について（答申）」について

◎ 協議1 （仮称）新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針（素案）について

○松尾委員長 次に、本日は報告、協議が各1件ございますが、関連する事項ですので、報告1及び協議1について一括して説明を受け、質疑及び協議を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○副参事 それでは、新宿区教育環境検討協議会のほうで、新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本的なあり方についてというお手元の報告1、答申、これが7回に及ぶ協議会における議論を経て提唱されました。

まず、この協議会における議論のポイントも含めまして、答申の概要について御報告を申

し上げます。

そもそも通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置につきましては、本来は異なる趣旨や目的を持つ別々の制度や概念でございます。しかし、35人以下学級の導入や未就学児の増加傾向などの教育環境の変化に適切に対応していくためには、共通の視点を持った上でこの3つの制度のあり方等を整合性を持って検討し、その中で変える必要のあるもの、変える必要のないもの、こういったことを整理していく。こういう必要があるとの問題意識の中で、協議会における議論は展開されてまいりました。

また、答申全体といたしましても、普通教室の確保が懸念される学校があること、学校間の児童・生徒数に差があること、そして小規模な学校が多いこと、こういう3つの現状と課題を踏まえまして望ましい学校規模、いわゆる適正規模を確保し、これをもって子どもたちの生き抜く力、社会性をはぐくんでいくという視点を持って、各制度の基本的なあり方をまとめたものでございます。

それでは、内容について御説明を申し上げます。

11月4日の定例会におきまして、第2章、5ページまでに当たる現状と課題の内容については、おおむね御報告を申し上げたところでございますので、本日は第3章、基本的なあり方、6ページ以降を中心に御報告を申し上げます。

まず、3、基本的なあり方の10行目の3段落目になりますが、「このことを実現していくために」、この次からですが、「学校は児童生徒同士の協力や競い合いによる切磋琢磨のできる集団規模を確保し、児童・生徒と教員、教員同士、児童・生徒と保護者、保護者同士が多様な人間関係を形成していくことにより、確かな学力を向上させるための教育活動とともに社会性を育む場として、よりよく整備されていくことが求められる。こうした考え方のもと、協議会としては新宿区立小・中学校の望ましい規模を明らかにしたうえで、これをどのように確保していくのかという視点を持って検討を行った。」とあります。この一文に、検討協議会での議論の視点が表現されています。

次に、望ましい規模につきましては、9ページの中ほどをお願いいたします。

小学校という欄がありますが、小学校は1学年2学級で12学級以上のクラス替えができる規模。中学校については、同じ9ページの下から4行目になりますが、学校として12学級程度が望ましいというように述べています。

次に、若干戻りまして、6ページ、(1)通学区域の部分です。

「現行の通学区域にいくつかの課題はあるものの、通学区域を改正することは、地域コミ

コミュニティに大きな影響を及ぼす恐れがあり、これまで培ってきた地域とのつながりを大切に
するという視点から、できるだけ現行の通学区域を維持することを基本とする。しかし、通
学区域内の児童生徒数の増加により、普通教室不足が懸念され、改修等によっても教室の確
保が困難な場合は、適正な規模の学校と教育内容を保障するという通学区域制度の趣旨を踏
まえ、具体的に検討すべきである。」等となっております。

なお、小学校と中学校との通学区域の整合性や、特別出張所所管区域等との整合性がとら
れていない箇所についても、課題であると認識をした上で、通学区域内の児童・生徒数を考
慮してと、答申にございますように学校間児童・生徒数の差を緩和するという方向性を踏ま
えた上で、さまざまな状況を考慮して検討していくという方向が述べられてございます。

次に、7 ページ、（２）学校選択制度の部分です。

「学校選択制度に関する意識調査」の結果や、一斉学校公開の際の見学者等の推移から、
制度が定着してきているといえる。このため、通学区域制度を原則とした上で、現行の学校
選択制度を維持することを基本とする。その上で、35人以下学級の導入が始まった現在、そ
の導入状況や未就学児数の推移を見きわめる必要が高まっている。このため、普通教室の確
保や学校間の児童・生徒数の差を緩和する観点から、小学校については、ページの中ほどに
ございますように、1つは選択できない学校を指定していくということ、もう1点が抽選時
における兄弟姉妹優先、この取り扱いを廃止するということが望ましいというように述べら
れています。

まず、選択できない学校につきましては、基本的には通学区域内だけで3学級編制以上と
なり得る小学校を想定しています。こうした学校については、学校選択制度によって通学区
域外からさらに児童を受け入れるのではなく、むしろ選択できない学校として指定するこ
とが望ましいと、こういう趣旨でございます。

続きまして、兄弟姉妹優先でございますが、兄弟姉妹の有無による公平性、そして「選択
できない学校」を指定することとの整合性などを踏まえ、抽選時における兄弟姉妹優先の取
り扱いは、既に選択希望校に兄弟がいる場合に関する経過措置期間を設けることを前提に、
廃止することが望ましいと述べております。

ここで、まず兄弟姉妹優先制度の制度の沿革について口頭で御報告を申し上げます。

この制度は、そもそも平成16年の学校選択制の導入時点では無抽選で入学できる制度とし
て導入をしています。その後、普通教室等の事情により抽選にせざるを得ない学校も出てき
たということから、翌、平成17年度から無抽選ではなく優先ということに見直しをし、現在

に至っています。ただし、実際にはほぼこの7年間、兄弟姉妹に関しては全員が希望校に入学をしています。

続きまして、検討協議会でこの件に関するどのような検討をしてきたかということでございますが、まず第5回、第6回、第7回と、3回にわたってこの件については慎重に検討してまいりました。検討のきっかけといたしましては、35人学級の導入等に伴いまして、小学校の24年度新入学に係る受け入れ可能人数が減少したこと。抽選基準数も引き下げられたというようなことによりまして、200名の抽選対象者のうち、当選者が8名と、補欠が192名と、こういう結果が出たわけでございます。もちろんこれから繰り上げ等々、当然生じますが、そういうような結果になりまして、今までとかなりトレンドが異なっているということから、今後どうしたらいいのだろうということを検討協議会でも議論したという経緯でございます。

検討協議会の議論の中で出てきた意見といたしましては、廃止が望ましいという方向での理由といたしまして、ここにある公平性、それから選択できない学校との整合性のほかに、例えば学校選択制の本来の趣旨、そもそも本来選択に当たって理由や条件は問わないという趣旨からどうであるか、あるいは優先取り扱いをしても結果的に落選をしてしまう人が今後出てくる懸念が非常に大きい。そうすると、優先制度という名前ではあっても、結果として落選するケースが増えるということになると、期待を裏切ってしまうのではないかというような御意見、あるいは学校間の児童数の差を緩和していくというポイントもやはり必要ではないか等々の意見がございました。

ただし、現在既にお兄さん、お姉さんが選択制を利用してある学校にいらっしゃるという場合には、そこの保護者の方、ある種、今まではほとんど入学をされておりましたので、期待値としては、弟、妹も入学できるんだという期待を持って選択制を利用していたということも間違いありませんので、十分な経過措置を講じていくということも一方で議論したものでございます。

次に8ページをお願いいたします。

この8ページから9ページに小規模校の学校教育への影響という長文がございます。要約をいたしますと、小規模校のプラス面とマイナス面は、いずれも挙げることができるものの、例えば小学校において単学級になった場合、あるいは単学級の中でもさらに人数が少なくなっていくというような、いわゆる小規模化が進むほど教育活動全般にわたってマイナス面が大きくなることは否定できない、こういうような内容となっております。

こうした考え方をもとに、先ほど御説明申し上げたように、適正規模については小学校1

学年2学級、12学級以上のクラス替えのできる規模と、中学校についても教科担任制であることも踏まえ、学校として12学級程度という内容になっています。

続きまして、10ページ、学校適正配置の欄をお願いいたします。

まず冒頭に、「子どもたちにとって望ましい学校規模を確保し、よりよい教育環境を実現するために、学校適正配置を検討する必要がある。」ということで、学校適正配置の目的をうたっています。

小学校については、4行目、「1学年20人という下限を設定し、それを維持していくためには1学年25人の150人程度を小規模小学校の存置の目安とすることが望ましい。」。

次に10行目、3つ目の段落になりますが、「存置の目安を下回った場合、平成4年答申ではその学校を「統廃合の対象校」としているが、現在では未就学児が新宿区全体としては増加傾向であることを踏まえると、存置の目安を下回る学校を一律に統合の対象校として位置付けるのではなく、統合を含めた適正規模化の検討が必要な学校として、弾力的にとらえていくことが望ましい。」と述べています。

次に、小学校の部分の下から3行目をお願いいたします。「なお、関係校の保護者の統合合意を前提として統合協議会を設置する方法を従来とってきたが、地域関係者等の理解を得るなどの方法についても検討していくことが望ましい。」とございます。これは中学校も同様の文章となっておりますが、今後、統合の取り組みをするに当たりましては、現在の方式のその他にも、よりよい方法、こういったものを検討する必要があると、こういう趣旨でございます。

次に、中学校についてですが、中学校の生徒数が、急激に減少していく状況を背景として、平成4年答申では、「学校規模としては12学級の確保を目途に、緊急性に配慮して統配合を検討する。その際に、1学年2学級規模の学校については、早急に隣接校との統合を検討する。」としております。現在は、未就学児の増加が中学校の生徒数の増加につながるのはおよそ10年後であり、35人以下学級の導入時期等も未定であるため、生徒数や学級数がすぐに増加することは見込めないが、一方で平成4年当時のように、生徒数が急激に減少するような状況ではない。しかし、小学校よりも大きな集団規模が求められる中学校の役割を勘案すれば、1学年2学級規模の学校については、統合を検討することが必要である等と述べてございます。

答申の説明は以上でございます。

続きまして、協議の資料、基本方針（素案）をご覧ください。

1 ページをあけていただきまして、上からまず 6 行目をお願いします。「答申では、」というところですが、答申では、通学区域制度を原則として、各校の普通教室を確保し、学校間の児童生徒数の差を緩和する中で、新宿区立小・中学校が望ましい規模を確保していくことの重要性が示されています。新宿区教育委員会は、この答申の趣旨を踏まえ、基本方針（素案）を作成しましたとありますように、この基本方針（素案）は答申の趣旨を踏まえた内容になっています。

次に、2 ページをお願いいたします。

内容は基本的に答申と同じでございますが、通学区域につきましては現行の通学区域を維持することを基本としますということです。黒ポチが 2 つあります。ただしということで、普通教室不足が懸念され、改修等によってもその確保が困難な場合は、早急に検討します。道路の開通等によってまちの姿が大きく変わる場合などについては、可能な限り将来を見通した上で、特に通学の安全確保の視点から検討しますということです。

次の 3 ページをお願いいたします。

学校選択制度です。

通学区域制度を原則とした上で、学校選択制度を維持してまいります。小学校、選択できない学校を指定します。次に、抽選時の兄弟姉妹優先の取り扱いを廃止しますということで、経過措置を設けるということです。

なお、答申には、いつからこういった見直しをするかということは書かれていませんが、平成 25 年度新入学よりということで基本方針のほうには書かせていただいております。

次に、4 ページをお願いいたします。

学校の適正規模でございますが、小学校については 12 学級から 18 学級ということに適正規模ということです。中学校についても、12 学級以上を適正規模といたします。

学校適正配置については、今後も学校適正配置を推進します。小学校は、児童数が 150 人を下回った場合、中学校は 1 学年 2 学級規模以下の学校、これをまず対象にしつつ、通学区域内の未就学児数等を注視しながら、適正規模の実施状況等を十分勘案した上で、適正規模について検討していくということです。

なお、この点につきまして、答申では小学校について、先ほど御説明申し上げたように、存置の目安、150 名を下回った学校を一律に統合の対象校として位置づけるのではなく、統合も含めた適正規模化の検討が必要な学校として、弾力的にとらえていくことが望ましいと書かれてございます。この「存置の目安」という表現については、答申の全体の流れの中で

は、理解できる内容です。しかしながら、ここの部分だけを抜き出して、この基本方針（素案）に入れた場合、若干わかりにくい面もあるのではということから、答申に書かれた趣旨は踏まえつつも、表現としては「存置の目安」という表現を使っていないということでございます。

なお、最後になりますが、この基本方針（素案）につきましては、本日、御協議をいただいた上で、来月２月の定例会で議案とさせていただければと考えているところでございます。

説明、報告については以上です。

○松尾委員長 説明が終わりました。

それでは、まず初めに報告１の答申、新宿区教育環境検討協議会からいただいた答申について、御意見、御質問を伺いたいと思います。

○教育長 教育環境検討協議会のほうから、１月１７日にこのように答申をまとめていただいたわけですね。答申の最後の３７ページを見ますと、開催経過が出ていますが、その第６回の中で中間のまとめというような言葉も上っているように、当初、教育委員会の思い描いていたスケジュールとしては、もう少し協議に時間がかかるのではないかと考えていた面がありました。しかし今後のことや協議会の協議状況などを踏まえて、第７回の１月で答申をまとめていただきました。協議会にも感謝をしたいと思うのですが、事務局のほうから、答申がまとまったこの機会ですので、このように短期間での協議のまとめに至った背景と協議状況について、総括的な報告をしていただければと思います。

○副参事 今教育長からも御指摘ございましたように、当初は１年強かけてということで、具体的には来年度の８月あるいは９月ぐらいと想定をしていました。ただし、学校選択制については２５年度新入学を目指すということでは急いでいるというようなことで、中間でまず選択制をまとめ、そして全体を本答申でまとめるというようなことも考えて、試行錯誤もしておりましたが、結果としては全部含めて早期に答申を出していただいたということで、私も大変に感謝をしているところであります。

それでは委員の皆さん、具体的にどのような御苦勞をされたのか、どういう段取りを組んだかということです。事務局側としてお願いをしたのは、実は９月を除きまして当初の予定を少し変更して、毎月のように検討協議会を開催いたしました。そのうち、ある回では、もう２時間ではもともと無理であるということで、開催時間をもともと２時間半と設定をしたりして御足勞をいただいたということがございます。

それからもう一つは、３つの制度を同時に議論するというものですから、共通の知識とい

うか、制度的な理解が不可欠であるということで、早いうちに選択制、それから通学区域、指定校変更も含めて、制度的な共通理解を図りつつ、その後も委員の皆様に関しては、何かあれば事務局のほうに連絡をいただいて、ここはどういう制度なのかということを聞いていただいたり、場合によっては2時間、3時間と、個別にお話をする中で、制度の理解を早期にさせていただいたということが、早目に取りまとめることができるきっかけだったのではないかと、思います。

それから、あと会長、副会長の仕切りといった点についても感謝申し上げているところがございます。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

○羽原委員 答申ありがとうございました。答申自体は、趣旨もわかりやすいし、まとまっていて大変ありがたいと思っております。ただ、この答申から素案に移す段階で、中・長期的に見ると改築、新築の問題、既に耐震対策はとられていますが、やはり御指摘のように築50年を経過したものは小学校で半数以上、中学でも10校中3校という実態からすると、素案のほうにこの改築とか35人学級に伴う教室の過不足の問題、この辺の器の問題について、触れにくいかもしれませんが、別途でもいいからやはり教育委員会として中・長期の新築、改築の年度別の案、この答申も非常に物わかりがよくて、財政的な苦労まで指摘されているけれども、財政的な問題はもちろんありますが、しかし計画がないことには財政も何もないわけで、その点、いわゆる基本方針の素案とは別な形ででも、公開するかどうかは別問題で、きちんとしたものをつくって、ぜひ説明ができる段階になったらしかるべき説明をしていただきたい。

これは目先の3年、5年、財政的にも、あるいは新築の必要も今のところないとはいっても、やはり5年ぐらい先に必要になるのでしたら、今からそれなりの立案はしておかなければならないのではないかと。僕は、民間はそのぐらいのことは、資本を投資するにしても考えるわけで、やはり行政の面でもその対応策は別途きちんとされたほうがいいと、要望ですがしておきたいと、思います。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に、このただいまの報告1を踏まえまして、協議1につきまして協議を行いたいと思います。

基本方針（素案）のほうですが、こちらにつきまして御意見、御質問のある方はどうぞお

願いたします。

○熊谷委員 半年間で7回にもわたる、この答申を踏まえて大変簡潔でよくまとめていただいたというように私は大変評価いたします。今までの協議会のときに、いろいろこれについて御意見申し上げたのは、余りいろいろたくさん書き込むとかえってわかりにくくなるので、大事なところについてきちんと書いて、この素案はこれからパブリックコメントにかかりますから、そのときに一般の区民の方がわかりやすく、かついろいろな意見が出せるようなものが素案として適切だと思いますので、そういう意味からいきますと私は大変力作だと思います。

1つだけですが、2ページの「現行の通学区域を維持することを基本とします」の黒ボチの2つ目ですが、「道路の開通等によってまちの姿が大きく変わる場合などについては、可能な限り将来を見通した上で、特に通学の安全確保の視点から検討します。」と書いてありますが、この「可能な限り」ということは、可能ではない場合は検討しない、こういう意味にとられるのではないかとということと、別に「可能な限り」はなくても、将来を見通した上で特に安全確保の視点から検討するというのは可能だと思うので、この「可能な限り」というのが、もし何か特別な意味があればお伺いします。

○副参事 今御指摘いただきましたように、全体として簡潔に字数も少なくという視点で素案をつくらせていただきました。そういう視点から見ますと、御指摘のように「可能な限り」というのは書いても書かなくても、何か書かないほうがより明確になるのではというように、今私も確信をいたしました。ありがとうございます。

○熊谷委員 こういう文面が、「可能な限り」と一言入っていると、ほかのところも全部そうかなという、こういう疑念を持たれるので、もし特段の意味がなければ外したほうがという考えです。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますか。

○羽原委員 4ページ目ですが、答申を見ると、適正配置の意味合いには統廃合というニュアンスがあると思いますが、この十分勘案した上で検討するという、答えにくいところを承知で答え得る言葉をもって答えていただければと思いますが。

○副参事 まず前提として総論的な基本方針ということで、特定の学校と特定の学校をするというようなことがないということでの前提のお話ですが、どのような表現にしたら我々の意図が伝わるかというようなところからこのような表現になっております。

具体的には、読んだ方が、例えば150を下回ったらすぐ統合するんだと、このように誤解

をされても、これも申しわけない。一方では、統合しないんだと、要するに統合しないんですねというように、極端に言えばそのようにとられてしまっても、これも誤解になってしまいう。そういう中で、どういう表現がよろしいかということで、ひねり出したのがこの文案ということでございまして、そういう意味では今日は協議ということでもございますので、より誤解の少ないような表現があればという思いがしているわけです。ただし含意としては、要するに人数が下回ったら即検討するわけではなく、検討に至るためには、例えば通学区域のお子様の未就学児の動向が増えているのか減っているのかなど、非常にこれはそのときの学校の大きさと同等程度にやはり重要なことである。そういったようなことも勘案して検討するのです、というようなことを書かせていただいているというところでございます。

それから、適正配置の実施状況というのは、これは平成4年の答申のときには当然ありませんが、その後、適正配置をやってきましたので統合新校がございまして。そういう新しく統合した新しい学校とそうでない、適正配置をやっていない学校がある。そのときに、検討協議会の議論では、少なくとも統合新校を優先して再統合するということではないのではないか。あえて優先順位をつけるとすれば、同じ条件であれば適正配置をやっていないところよりは下なのではないか。

ただし、例えば子どもの数が万が一激減しても、それでも未来永劫やらないかと、そういうことでもないということで、丸、バツで申し上げにくいのですけれども、いずれにしても検討に当たっては、その学校が統合なのかどうなのかということも判断材料には入れる必要がある、こういう趣旨でございます。

○羽原委員 もうちょっとさらに意地悪く言えば、この小学校の児童数、150人を下回ったということをこの答申のほうの資料で当てはめてみますと、23年度においての数字で言うと、4校に限定されるわけです。そうすると結局、数年がかりの問題として検討していく、つまり、何年もこういう状況が続くと、こういう対応をせざるを得ないなというニュアンスが入っているかと思います。そうすると、この勘案と検討という非常に奥深いというか幅の広い表現を具体化していくと、ここにある程度一定の時期だけをとれば、4校という名前が出てくるわけだから、そうするとそれが何年間どうだと、こうなるのかなという憶測を呼ぶのではないかと。呼んでもいいとは思いますが、そのあたりの説明はなかなか難しいだろうと思います。特に抽象的にお答えになってくだされば構いませんが、いかがでしょうか。

○副参事 今委員御指摘のように、これから各種舞台で説明をしていくことを考えますと、決して説明しやすい内容ではないということは、当初よりそのように思っているところであり

ます。その上で、答申の中にはさまざまな方向性に至った理由や根拠や考え方が示されておりますので、1つはこの基本方針を説明するわけですが、答申にもこう書いてありますということ引用しつつ、根拠づけをしながら説明をしていくというようなやり方を丁寧にやっていくということを、まず基本に据えてやっていきたいと考えております。

繰り返しになりますが、7回にわたり区民の皆さんを初め、さまざまな角度で議論していただいたその集大成がこの答申ということでございますので、極力説明に当たりましてはまず答申を引用し、その上で要約をするのであれば、私の言葉等々で要約をしていくというようなことでやってまいりたいというように考えております。

○松尾委員長 よろしいでしょうか。

○羽原委員 わかりました。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますか。

○菊池委員 私も大変すばらしいものができ上がったと思いますが、そもそも教育環境検討協議会で答申をつくっていただいた意図は、平成4年度の答申ではもう古いので作り直すということにあったと思います。それに従ってつくった素案である。

私は、結局このような目的があって、子どもの数が非常に少ない学校は、行政側として統廃合すべきであるという判断する場合の根拠となるものではないといけないのではないかと思います。その最初の趣旨を忘れずに、やはり少人数学級の問題点のほうが大きいと思いますので、そこをこの素案と答申をセットで、なし遂げていくというような部分がある程度、必要なのではないかと考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○副参事 今委員から御指摘をいただきましたように、平成4年の答申は20年前でございます。

1つは今に即した新しい考え方で見直しをし、結果として変わる部分もある、変わらない部分もある、それは当然だと思いますが、タイミングとしては、20年たったということも踏まえて、今の委員の御指摘も踏まえて、今後の適正配置を進めていくという際の根拠にすることが当然のことながらございます。一方で平成22年度に学校選択制のアンケートを行っており、アンケート結果が出ています。この検証もするという面もある。片方では、普通教室が足りなくなってしまうような懸念のある学校も出てきているということで、錯綜してきているという中で、適正配置の答申だけやるのではよくなく、通学区域も含め、学校選択制も含め、セットでトータル的にやはり1つの軸を持った議論をしていかなければならないというところから、大きな議論になったと認識をしてございます。

○菊池委員 わかりました。

○教育長 今、学校適正配置の件で議論があったわけですが、答申にもありますように、小規模校の持っているプラス・マイナスを勘案した上で、やはりマイナスの部分が多いということを踏まえての学校適正配置の必要性ということです。ただ一方で、現状はゼロ、1、2歳あたりの乳幼児数が増えているということがありますので、ここは注視しなければいけないという新たな状況がありますが、ただそこを注視した上で、なおかつ小規模校があるという段階では、やはり学校適正配置が必要であり、そのよりどころにこの基本方針がなっていくものと思います。

それから選択制度の中の抽選時の兄弟姉妹優先の取り扱いの件です。ここが今年度の選択制度の取り扱いの中で、35人学級を前提に初めて進めましたので、保護者の方から葉書などもいただいていますし、非常に関心が高まっているところです。したがって、この件について保護者の方が関心を持たれていて、パブリックコメントなどにもその辺の意見、あるいは質問なども出るのではないかと思います。そういう面で、方針ですから、できるだけシンプルにということですが、ここだけは注釈もいろいろ入っている。なるべく正確に理解していきたいという思いが、ここに入っているのではないかと思います。

そういう意味で、改めてこの「抽選時の兄弟姉妹優先の取扱いを廃止します。」とゴシックで書かれたその下の文章、3行の文章を見たときに、抽選時における兄弟姉妹優先の取り扱いという部分と、その次の行の既に選択希望校に兄弟がいるというような表現、似たような表現があるので、その辺は少し工夫したほうが良い。もう一段工夫したほうがいいのではないかと。今ここを見ていて、1つの案として言えば、例えばこの3行を「選択希望校に兄弟がいる場合における抽選時の優先取扱いは、平成25年度新入学より廃止します。」と、「ただし、経過措置期間を設けます。」と。こちらのほうがわかりやすいのではないかと思います。

最終的には、先ほど熊谷委員が述べられたようにパブリックコメントをかけていきますので、そこで誤解が生じているというような指摘、あるいはもっといい意見が出てきたらそこを反映していくという段取りも用意されていますが、そうは言いつつも、やはり事務局の段階でぎりぎりまで文案をよく練っていただいて、2月の議案として出すように努力していただきたいと考えます。

○熊谷委員 3人兄弟、4人兄弟がいた場合どうするか。今は少子化だから、一人か二人と思っているけれども、中には3人、4人といるときに、親御さんとしては、例えばお兄さんが通学していて、下の弟、妹がいく歳にお兄さん、お姉さんいる学校のほうが、親御さんは、

小学校6年の間に、2年、3年、6年といったほうが、兄弟同士にとっては良いというような発想をされる方もいると思うので、この辺が今教育長が言われたことで、多分パブコメから出てくると思うけれども、慎重にこれから考えられるべきと思います。

○副参事 まず、2点御指摘いただいたかと思います。

基本方針（素案）の書きぶりということで、先ほど羽原委員からも適正配置の実施状況等々の御質問がございましたし、ただいま教育長のほうからも兄弟関係の御提案もありました。このようなことも踏まえて、まだ時間はありますので、許す限りよりよい、見やすい文章に、まず直せるように努力していきたいと思います。

もう1点、今、熊谷委員から御指摘のあった、まさしくお子さんが3人いた場合どうするのですかということで御質問が多々出ると思います。現時点で私どもが考えております基本ベースは、基本は5年間。つまり、制度が変わったときに、既にお兄さん、お姉さんがその学校にいる。であるならば、このお兄さん、お姉さんが卒業するまでは、やはりそれは優先の取り扱いをすべきであるということで、毎年、2年生がいる、3年生以上の人がいる場合と、こうなって、6年生になって、なくなるということであるのですが、御指摘のように兄弟姉妹は2人きょうだいとは限りませんので、そういった御意見は今後出ると思います。区民の皆さんの御意見も踏まえまして、最終的にどのようにしていくのか、それを考えていくということになろうかと思います。

○羽原委員 その関係で、抽選はどのぐらいの数値かはつかめているのですか。

○副参事 まず結論から申し上げますと、今データはございません。抽選校については、抽選の優先ということがありますので、そのうち兄弟何名、兄弟以外何名とわかるのですが、抽選校でない学校というのは皆さん入学できますので、そういう意味で正確なものはないということが前提です、その上で平成16年から平成23年までの過去7年間で、では選択制でどのぐらい入れたのかという数字ならございます。

まず全選択者が3,105名、3,105名がいわゆる選択票を出した。最終的に希望どおりいけなかった方というのは226名ということなので、いわゆる当選率ということになると9割を超えています。そのうち兄弟関係、兄弟姉妹、抽選校に限って申し上げますと245名が組上に上りまして、最終的に落選をされた方はお一人と。このお一人は、最終的には指定校変更で入っていらっしゃるという意味では、兄弟関係、皆様、最終的には希望された学校に入っているというのが23年度までの実績ということでございます。

○松尾委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ございますか。

それでは、私から少々。

今回の協議会からいただいた答申にいたしましても、この基本方針にいたしましても、これはあくまでも新宿区の子どもたちの教育環境を適切なものにしていくために、どうしたらよいのかということを真摯に検討した結果であると理解しておりますが、それでよろしいですか。

○副参事 委員長御指摘のように、協議会の中で皆様に真摯に御議論いただいたというように確信をしておりますし、我々もそういう思いで取り組んできたということでございます。

○松尾委員長 それから、少し細かい質問をいたしますが、1ページの5行目の以下のところで、答申の趣旨の引用という形で、「答申では、通学区域制度を原則として、各校の普通教室を確保し、学校間の児童生徒数の差を緩和する中で、」とありますが、この「学校間の児童生徒数の差を緩和する中で、」という部分が、私は報告の中でどこに該当するのかわからなかったのですが、ちょっと御説明いただけますか。

○副参事 例えば、答申の7ページ、(2)学校選択制度のところのリード文でございますが、ここの4行目、2段落目からいきますと、「そのうえで、35人以下学級の導入が始まった現在、その導入状況や未就学児数の推移を見極める必要性が高まっている。」。次ですが、「このため、普通教室の確保や学校間の児童生徒数の差を緩和する観点から、小学校においては以下のような見直しをすることが望ましい。」。例えば、大方針の中で、選択制でいえば、ここでもう一度確認をしながら、こういう視点で見直しをしていくという考え方が示されたというように理解をしております。

○松尾委員長 そうしますと、これは学校選択制度に係る部分での趣旨ということで示されているわけですね。

○副参事 今の学校選択制度を例に御説明を申し上げましたが、例えば適正配置については、こちらに掘り下げた記述は必ずしもありませんが、そもそも適正規模を確保していくということは、結果としてそういう学校が増えれば、学校間の児童の差というのは緩和をされていくということですから、そういう意味では適正配置も底部がつながっている問題ではないかということです。

それから、あと学区域の見直しにつきましても、普通教室がいっぱいになってしまうような懸念のある学校、ここの通学区域を狭めるということは、結果として学校間児童数の差の緩和につながっていくということで、それぞれの制度の趣旨、目的は違いますが、その一本

筋の中で議論をしているということで御理解いただければ、ありがたいと思います。

○松尾委員長 正直、この児童・生徒数に差があるということが、直ちに教育上マイナスということには必ずしもつながらないように思ったものですから、ちょっと違和感を感じた次第です。

○副参事 今の委員長の御指摘でございます。私もよく承知をしているところでございます。その点については、また答申の別のページをお願いします。

結論から申し上げますと、例えば多少の児童数の差があるというのは、学校の特色だと思っています。例えば300名と350名の学校がある。何の問題もないと思います。そういう意味で、ここで学校間の児童数の差と書いてある趣旨は、一言で言えば小規模校がより小規模になってしまうと、片方で教室が足りない学校ができてしまう、ここまでいくとそれはやはり問題ではないかという趣旨で、御理解をいただければというように思っているところでございます。

答申の中では、4ページ、上のほうに表がありまして、その下の文章の2行目でございます。「その結果として、」と、その次ですが、「小規模校がより小規模化することは、」云々ということで、正式にはこういう理解をしていただければ、ありがたいと思います。

○松尾委員長 趣旨は了解いたしました。

それから、この基本方針の中には、通学区域、学校選択制度、適正規模、適正配置と4つ大きな柱がございますが、ざっと見て後ろの学校の適正規模の部分と学校適正配置の部分については、その前の2つに比べまして書き込みが余りないというように見受けられるわけです。とりわけ学校の適正規模の部分については、非常に簡潔に書かれていまして、その判断の根拠、あるいはそれに関連する説明等がないのですけれども、そこについてはいかがでしょうか。

○副参事 この辺は、例えば適正規模でいきますと、ほかの項目にない項目として数字を挙げて説明ができるということで、ある意味明快に表現ができる。それに対して、例えば一番いい例が学校選択制ですが、実際に見直しをしていくということですから、最低限のその理由等々、そして経過措置もあるということで、文章が増えてしまったというようなことで、両者を比較しますと確かに字数は違いますが、必要度というところで差が出てきたと考えているところでございます。

○松尾委員長 多少見た感じの印象という点で、少しその扱いに違いがあるかのようにも見えますので、少し御検討いただければよいのではないかと感じます。

○副参事 先ほど教育長からも御指摘がございましたように、例えばですが、選択制の表現等々について、もう少し簡潔にできるのではないかなという御指摘もございましたので、そういった方向性でさらに検討してまいりたいと考えております。

○松尾委員長 それから、最後にもう1点ですが、これはこの基本方針というのは、現段階での基本方針ということではありますが、またいずれ時間がたってまいりますと、その状況が変化したり、新しい変化に対応しなければならないことが、将来的には生ずる可能性は否定できないと思いますが、そういった中では、いずれこれはまた見直さなければいけないときがくるかもしれない。そのことは念頭に置く必要があるかと思いますが、そのあたりの例えば10年ぐらいはこれでいけるのではないかなとか、そういった見込みのようなものはございますか。

○副参事 結論から申し上げますと、何年間というような年次とか、あと確たる見込みというのはございませんが、ただ一方で、現時点でゼロ歳児のお子様の数というのはわかっておりますので、よくよくのことがない限り、ある程度の人口予測も、児童・生徒数の予測も可能だろうということを考えますと、10年程度様子を見つつ対応することは可能かもしれないというように思っております。ただしこれから出生していくお子様の数がどうなっていくのか、増加傾向になるのか減じていくのかわかりませんので、その辺を注視しながら、この基本方針で書かれている35人学級の導入と人口増というような前提が変わったということであれば、その10年に限らずもっと前倒しということも、逆に言えば延期するということも考えられるかなというようには考えております。

○白井委員 素案の1ページのところの下から4行目の答申の趣旨ということですが、この答申の趣旨というのは上の4行ということに多分なると思います。答申のほうを拝見させていただくと、まず1ページのところに、やはり答申の趣旨として、先ほどこの目的が何かということが出たと思いますけれども、答申の下から5行目のところで、一文を入れることが、一番の答申の趣旨ではないかと思うのは、やはり未来を担う新宿の子どもたちによりよい教育環境を確保するために、いろいろな観点から検討してくれたということなので、素案の中でもその答申の趣旨を入れて、細かく文言は任せますけれども、例えば、学校間の児童・生徒数の差を緩和する中で、未来を担う新宿の子どもたちによりよい教育環境を確保するために、新宿区立の小学校の望ましい規模を確保していくことの重要性から指摘したという形にすると、答申から私たちがこういう素案をつくるのは何のためかという目的がはっきりすると思うので、御検討いただければと思います。

○副参事 今委員御指摘の趣旨を踏まえて、今後具体的な文章の修正等について検討してまいりたいと思います。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この場をかりまして、長い時間をかけて大変深い議論を重ねていただきました教育環境検討協議会の皆様に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

ほかに御意見、御質問がなければ、本日の協議内容を踏まえて教育長に議案としてまとめていただき、２月３日の第２回定例会に提案するようお願いいたします。

本日、予定されている報告、協議事項は以上で終了いたしますが、事務局から追加の報告事項などはございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○松尾委員長 それでは、本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 ４時１８分閉会